

令和4年8月12日付け県公報第337号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
関東農政局三方原用水二期農業水利事業所
- 2 作業の種類  
公共測量（用地測量）
- 3 作業期間  
変更前 令和4年7月12日から令和5年3月17日まで  
変更後 令和4年7月12日から令和5年3月23日まで
- 4 作業地域  
浜松市中央区東三方町地内ほか

=====

令和5年3月31日付け県公報第402号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
山梨県富士・東部建設事務所
- 2 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 3 作業期間  
変更前 令和5年3月1日から令和5年12月22日まで  
変更後 令和5年3月1日から令和5年12月21日まで
- 4 作業地域  
御殿場市、富士宮市、小山町、富士市